

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱

平成 17 年 9 月 1 日
17 葛都建第 289 号
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、木造建築物の耐震性を確保するための耐震改修又は建替え及び除却に要する費用の一部を助成することにより、震災による木造建築物の被害の軽減を図るとともに、震災時の区民の活動拠点及び避難路を確保し、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震改修 葛飾区木造建築物耐震改修設計助成要綱(平成 21 年 4 月 30 日付 21 葛都建 10 1 号) 第 2 条第 3 号の耐震改修をいう。
- (2) 建替え 既存の建物を除却するとともに、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 第 1 条第 1 号に規定する同一敷地において、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 53 条第 3 項第 1 号イに規定する耐火建築物等又は同号ロに規定する準耐火建築物等に建替える工事をいう。
- (3) 除却 木造建築物(基礎含む。)を全て除却する工事(建替えを除く。)をいう。
- (4) 全体設計 次条第 1 号に定める工事において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもので工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が 2 箇年以上にわたる設計をいう。

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、葛飾区内で行われる工事であって、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、当該経費中に消費税仕入控除税額があるときは、当該額を除くものとする。

- (1) 耐震改修又は建替え 葛飾区内に事業所、支店、営業所等を開設している者又は区長が
適当と認める者が請け負う耐震改修又は建替えに要する経費
- (2) 除却 除却に要する経費

(助成対象建築物)

第 4 条 助成の対象となる建築物(以下「助成対象建築物」という。)は、次の各号(除却にあつては第 1 号から第 5 号までに限る。)に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 葛飾区内にあること。
- (2) 地階を除く階数が 2 以下であること。
- (3) 主要構造部が木造建築物(工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。)である、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 3 分の 2 未満のものに限る。))を含む。)であること。

- (4) 耐震診断（葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱（平成 31 年 3 月 12 日付 30 葛都建第 1773 号）第 2 条第 1 号の耐震診断をいう。）の結果、倒壊の危険性があると診断された建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること。
- (5) 建築物の外壁から敷地境界線（道路境界線を含む。）までの距離が、最も近いところで、平屋建ての建築物にあっては 2 メートル以内、2 階建ての建築物にあっては 4 メートル以内であること。
- (6) 震災時の避難通路や緊急車両の進入路となる道路（法第 42 条に規定する道路をいう。）に接する敷地に建築された建築物又は法第 43 条第 2 項各号に掲げる建築物であること。

（助成対象者）

第 5 条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象建築物の所有者又は葛飾区長（以下「区長」という。）が認める者のうち、助成対象経費を支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、販売を目的として耐震改修又は建替えを行う者は、助成の対象としない。

（助成金額等）

第 6 条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める額を限度とし、同表右欄に定める額とする。この場合において、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする（第 3 項の規定により算出して得た場合を除く。）。

助成金の種類		限度額	助成金の算定額
耐震改修に係る助成金の額		160 万円	助成対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額
建替えに係る助成金の額	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 3 月 29 日都市整防第 598 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された葛飾区内の地区（以下「不燃化特区」という。）以外	160 万円	「助成対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額」と「建替えに係る助成対象建築物の耐震改修を行った場合における耐震改修に係る助成金の額」とを比較し、いずれか低い方の額
	不燃化特区内	200 万円	「助成対象経費に 6 分の 5 を乗じて得た額」と「建替えに係る助成対象建築物の耐震改修を行った場合における耐震改修に係る助成金の額」とを比較し、いずれか低い方の額
除却に係る助成金の額	不燃化特区以外	50 万円	「助成対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額」と「除却に係る助成対象建築物の耐震改修を行った場合における耐震改修に係る助成金の額」とを比較し、いずれか低い方の額

	不燃化特区内	100万円	「助成対象経費に6分の5を乗じて得た額」と「除却に係る助成対象建築物の耐震改修を行った場合における耐震改修に係る助成金の額」とを比較し、いずれか低い方の額
--	--------	-------	---

- 2 助成金の交付は、助成の対象となる建築物を単位とし、1つの建築物について1回限りとする。ただし、第8条及び第9条第2項の規定による承認を受けたものについては、この限りでない。
- 3 前項ただし書の承認を受けたものに係る助成金については、第8条及び第9条第2項の規定による承認を受けた事業を実施する場合に、年度ごとの当該事業の出来高に応じて、第1項の表（除却に係る場合を除く。）に定めるところにより算出した助成金額に出来高率を乗じて得た額を交付するものとする

（工事が複数年度にわたる場合の助成承認の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条第1号に定める工事が複数年度にわたる場合は、当該工事（工事請負契約を含む。）を行う前に、区長の全体設計の審査を受け、次条の規定による承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、同項の工事に係る全体設計の事業（以下「全体設計（全体事業）」という。）及び当該工事における年度ごとの事業（以下「全体設計（各年度事業）」という。）の事業費の総額及び完了予定日等について、木造建築物耐震改修助成一括設計審査（全体設計）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
 - (1) 工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）
 - (2) 見積書（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの）
 - (3) 助成対象建築物の建築時期が確認できる書類の写し
 - (4) 助成対象建築物の撮影日が記載された写真（外観及び室内）
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 3 前項に掲げるもののほか、助成対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあつては所有者と申請者の関係が分かる書類を、助成対象建築物が共有又は区分所有の建築物である場合にあつては共有者又は区分所有者のうち1人に助成の申請及び助成金の受領を委任する旨を証する書類を区長に提出しなければならない。

（工事が複数年度にわたる場合の助成の承認及び不承認）

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、全体設計に係る助成金の承認をしたときは木造建築物耐震改修助成一括設計審査（全体設計）承認通知書（第2号様式）により、全体設計の承認をしないときは木造建築物耐震改修助成一括設計審査（全体設計）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 申請者は、前項の規定により全体設計に係る助成金の承認を受けたときは、当該承認に係る年度内に工事に着手しなければならない。

（工事が複数年度にわたる場合の変更の承認及び不承認）

第9条 前条第1項の規定による全体設計に係る助成金の承認を受けた者は、全体設計（全体

事業)及び全体設計(各年度事業)の総額、期間の延長等の変更(当該承認を受けた事業が単年度になったときを除く。)をしようとするときは、速やかに木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)変更申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。第11条及び第12条第2項の規定による承認を受けた事業において、当該事業が複数年度にわたる場合になったときも同様とする。

- (1) 変更後の工程表(年度ごとの出来高が分かるもの)
- (2) 変更後の見積書(助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの)
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)変更承認通知書(第5号様式)により、変更の承認をしないときは木造建築物耐震助成一括設計審査(全体設計)変更不承認通知書(第6号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(工事が単年度の場合の助成承認の申請)

第10条 申請者は、第3条各号に定める工事の施行年度が単年度の場合は、当該工事(工事請負契約を含む。)を行う前に、木造建築物耐震改修助成承認申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長が指定する日までに申請し、次条の規定による承認を受けなければならない。

- (1) 工程表(出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)
- (2) 見積書(助成対象経費の総額及び支払額が分かるもの)
- (3) 助成対象建築物の建築時期が確認できる書類の写し
- (4) 助成対象建築物の撮影日が記載された写真(外観及び室内)
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、助成対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあっては所有者と申請者の関係が分かる書類を、助成対象建築物が共有又は区分所有の建築物である場合にあっては共有者又は区分所有者のうち1人に助成の申請及び助成金の受領を委任する旨を証する書類を区長に提出しなければならない。

(工事が単年度の場合の助成の承認及び不承認)

第11条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の承認をしたときは木造建築物耐震改修助成承認通知書(第8号様式)により、助成金の承認をしないときは木造建築物耐震改修助成不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。

(工事が単年度の場合の変更の承認及び不承認)

第12条 前条の規定による助成金の承認を受けた者が、当該承認をされた耐震改修、建替え又は除却の内容の変更(第9条第1項後段に該当する場合を除く。)をしようとするときは、木造建築物耐震改修助成承認事項の変更申請書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の工程表(出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)
- (2) 変更後の見積書(助成対象経費の総額及び支払額が分かるもの)
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは木造建築物耐震改修助成承認事項の変更承認通知書（第 11 号様式）により、変更の承認をしないときは木造建築物耐震改修助成承認事項の変更不承認通知書（第 12 号様式）により、申請者に通知する。

（契約締結に伴う着手届の提出）

第 13 条 第 8 条第 1 項及び第 11 条の規定による承認を受けた申請者は、当該承認日から 45 日以内に耐震改修、建替え又は除却の請負契約を行い、木造建築物耐震改修助成着手届（第 13 号様式）に次の表に掲げる区分に応じた提出書類を添えて、区長に提出しなければならない。

区分	提出書類
耐震改修又は建替え	(1) 請負契約書の写し (2) 工程表（年度の出来高が分かるもの） (3) 見積書（契約時の助成対象経費の総額及び年度毎の支払額が分かるもの） (4) 既存助成対象建築物の耐震改修（構造評点 1.0 以上）に要する概算書（建替えのみ） (5) 工事請負業者の建設業許可登録証（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 1 条の 2 に定めるものを除く。以下この表において同じ。） (6) 法第 6 条第 4 項の規定による建築確認済証、申請書、添付図面及び構造計算書の一部（構造計算書にあっては、法第 20 条により構造計算を行ったものに限る。）の写し（建替えのみ）
除却	(1) 請負契約書の写し (2) 見積書（契約時の助成対象経費の総額及び年度毎の支払額が分かるもの） (3) 既存助成対象建築物の耐震改修（構造評点 1.0 以上）に要する概算書 (4) 工事請負業者の建設業許可登録証又は解体工事業登録証

（中間検査）

第 14 条 第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 11 条及び第 12 条第 2 項の規定による承認を受けた者は、耐震改修にあっては当該工事に係る部分が外壁等に覆われる前（耐震に関する構造体が確認できる状態にあるときに限る。）に、建替えにあっては屋根工事完了時（耐震に関する構造体が確認できる状態にあるときに限る。）に木造建築物耐震改修中間検査申請書（第 14 号様式）を区長に提出し、検査を受けなければならない。ただし、法第 7 条の 3 第 4 項又は第 7 条の 4 第 1 項に規定する検査を受け中間検査合格証の交付を受けた場合はその写しを、法第

68 条の 20 第 1 項の認証型式部材等である建築物の場合は、その型式部材等製造者認証の写しを、区長に提出することで木造建築物耐震改修中間検査に代えることができる。

(助成金の交付申請)

第 15 条 第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 11 条及び第 12 条第 2 項の規定による承認を受けた者が、前条の検査を受け、当該承認に係る第 3 条各号に定める工事を完了したときは、区長が指定する日までに木造建築物耐震改修助成金交付申請書（第 15 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真（外観及び室内）
- (3) 耐震改修の場合にあっては、木造建築物耐震改修完了検査申請書（第 16 号様式）
- (4) 建替えの場合にあっては、法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する完了検査済証の写し及び建築物の登記事項証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 2 項の規定による承認を受けた者が、年度ごとの当該承認を受けた事業の出来高に応じて、助成金の交付を受けようとするときは、区長が指定する日までに木造建築物耐震改修助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 当該年度の助成対象建築物の工事中の撮影日が記載された写真（外観）
- (3) その他区長が必要と認める書類

3 前 2 項に掲げるもののほか、申請者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる事業者の場合にあっては、消費税仕入税額控除確認書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 16 条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、当該年度の助成金の交付を決定したときは木造建築物耐震改修助成金交付決定通知書（第 17 号様式）により、交付しないことを決定したときは木造建築物耐震改修助成金不交付通知書（第 18 号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、別記の補助条件を付すものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

第 17 条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「請求者」という。）は、木造建築物耐震改修助成金請求書（第 19 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、請求者に助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 18 条 区長は、請求者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の規定による助成

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 天災地変その他の事情変更により全体設計に係る助成金の承認を受けた事業（既に助成金の交付を受けた分を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区助成金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）に基づく命令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消したときは、木造建築物耐震改修助成金交付決定取消通知書（第 20 号様式）により申請者に通知する。

（助成金の返還）

第 19 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、木造建築物耐震改修助成金返還命令書（第 21 号様式）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（重複助成の禁止）

第 20 条 区長は、助成対象建築物がこの要綱に基づく助成金以外の助成を受けて耐震改修、建替え又は除却が行われていた場合は、助成金の一部又は全部の交付を行わないことができる。

（助言）

第 21 条 区長は、請求者に対して建築物の安全性の向上が図られるよう助言を行うことができる。

（委任）

第 22 条 葛飾区助成金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）及びこの要綱に定めのない事項については、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 4 月 30 日 21 葛都建第 101 号都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 2 月 22 日 22 葛都建第 749 号都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

付 則（平成 23 年 8 月 11 日 23 葛都建第 435 号都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成 23 年 8 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 23 年 9 月 1 日 23 葛都建第 519 号都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 24 年 4 月 11 日 24 葛都建第 60 号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 24 年 4 月 16 日 24 葛都建第 98 号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 24 年 8 月 20 日 24 葛都建第 798 号都市整備部長決裁）
この要綱は、平成 24 年 8 月 20 日から施行し、第 3 条にただし書を加える改正規定を除き、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 3 月 27 日 25 葛都建第 2141 号都市整備部長決裁）
（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に第 7 条第 1 項の規定により助成の申請手続を申請した家屋について適用し、同日前に改正前の葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第 7 条第 1 項の規定により助成の申請手続を申請した家屋については、なお従前の例による。

付 則（平成 26 年 5 月 13 日 26 葛都建第 279 号都市整備部長決裁）
この要綱は、平成 26 年 5 月 13 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 9 月 1 日 26 葛都建第 1120 号都市整備部長決裁）
この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 16 日 26 葛都建第 2109 号都市整備部長決裁）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 24 日 27 葛都建第 2298 号都市整備部長決裁）
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 26 日 29 葛都建第 2069 号都市整備部長決裁）
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 22 日 30 葛都建第 1865 号副区長決裁）
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 9 月 30 日 31 葛都建第 659 号都市整備部長決裁）
この要綱は、令和元年 9 月 30 日から施行し、改正後の第 6 条の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年 10 月 30 日 31 葛都建第 728 号都市整備部長決裁）
この要綱は、令和元年 10 月 30 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 4 日 2 葛都建第 940 号都市整備部長決裁）
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

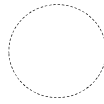
別記（第 16 条関係）

補助条件

財産処分について

助成対象者が助成金に係る事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶
- (3) 前 2 号に掲げるものの従物
- (4) 立木
- (5) 取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具で、助成目的の達成上特に必要と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの



年 月 日

木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

電 話

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱に基づく耐震改修又は建替えの一括設計審査(全体設計)の助成の承認を受けたいので、同要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

所有者氏名 (建物名称)	※既存建物所有者をお書き下さい。 ()			
申請者と所有者の関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。			
所在地 (家屋地番)	葛飾区	丁目	番	号
	(丁目)	
建物概要(現況)	建築時期	昭和 年 月	延べ面積	m ²
	既存建築物の外壁から敷地境界線 (道路境界線を含む。)までの最短距離			m
耐震助成の種類	1 耐震改修 2 建替え(不燃化特区 内・外)			
工事内容	工事期間 (予定)	年 月 日から(契約) 年 月 日まで(工事完了)		
	工事費	※助成対象経費外の費用は除く。 (見積金額) 円(消費税込み)		
	計画内容	<input type="checkbox"/> 上層構造評点1.0以上に耐震改修工事をします。 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物等又は耐火建築物等に建替えます。		
助成金交付年度	1年度目	年度	2年度目	年度
				年度目 年度

添付書類

- (1) 工程表(年度ごとの出来高が分かるもの)
- (2) 見積書(助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの)
- (3) 助成対象建築物の建築時期が確認できる書類の写し
- (4) 助成対象建築物の撮影日が記載された写真(外観及び室内)
- (5) その他区長が必要と認める書類
- (6) 助成対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあっては所有者と申請者の関係が分かる書類を、助成対象建築物が共有又は区分所有の建築物である場合にあっては、共有者又は区分所有者のうち1人に助成の申請及び助成金の受領を委任する旨を証する書類

木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第8条第1項に基づき、以下の建築物は一括設計審査(全体設計)の助成の対象となることを承認したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
耐震助成の種類	1 耐震改修 2 建替え(不燃化特区 内 ・ 外)
承認の条件	この承認を受けた日から 45日以内 に木造建築物耐震改修助成着手届(第13号様式)に必要書類を添付して区長に提出してください。
助成金交付年度	1年度目 年度 2年度目 年度 年度目 年度

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)不承認通知書

様

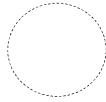
葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第8条第1項に基づき、以下の建築物は一括設計審査(全体設計)の助成の対象として承認できませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
耐震助成の種類	1 耐震改修 2 建替え(不燃化特区 内 ・ 外)
不承認の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



年 月 日

木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)変更申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ 印

電 話 _____

年 月 日付 葛都建第 _____ 号で承認を受けたことについて承認内容の変更をしたいので、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第9条第1項に基づき、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

所有者氏名 (建物名称)	※既存建物所有者をお書き下さい。 ()					
申請者と所有者の関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。					
所在地 (家屋地番)	葛飾区		丁目	番		号
	(丁目)		
助成金交付状況	1年度目	・未交付 ・交付済み	2年度目	・未交付 ・交付済み	年度目	・未交付 ・交付済み
変更の内容	(変更する内容について具体的に記入してください)					

添付書類

- (1) 変更後の工程表 (年度ごとの出来高が分かるもの)
- (2) 変更後の見積書 (助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの)
- (3) その他区長が必要と認める書類

木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)変更承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第9条第2項に基づき、以下の建築物は一括設計審査(全体設計)変更の対象になることを承認したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()					
所有者氏名 (建物名称)	()					
所在地 (家屋地番)	葛飾区		丁目		番	号
	(丁目)	
助成金交付状況	1年度目	・未交付 ・交付済み	2年度目	・未交付 ・交付済み	年度目	・未交付 ・交付済み
変更の内容						

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成一括設計審査(全体設計)変更不承認通知書

様

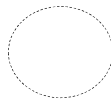
葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第9条第2項に基づき、以下の建築物は申請の変更を承認できませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()					
所有者氏名 (建物名称)	()					
所在地 (家屋地番)	葛飾区		丁目		番	号
	(丁目)	
助成金交付状況	1年度目	・未交付 ・交付済み	2年度目	・未交付 ・交付済み	年度目	・未交付 ・交付済み
不承認の理由						

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



年 月 日

木造建築物耐震改修助成承認申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住所 _____
 (フリガナ)
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱に基づく助成の承認を受けたいので、同要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

所有者氏名 (建物名称)	※既存建物所有者をお書き下さい。 ()			
申請者と所有者の関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。			
所在地 (家屋地番)	葛飾区	丁目	番	号
	(丁目)	
建物概要 (現況)	建築時期	昭和 年 月	延べ面積	m ²
	既存建築物の外壁から敷地境界線 (道路境界線を含む。)までの最短距離			m
耐震助成の種類	1 耐震改修 2 建替え (不燃化特区 内 ・ 外) 3 除却 (不燃化特区 内 ・ 外)			
工事内容	工事期間 (予定)	年 月 日から (契約) 年 月 日まで (工事完了)		
	工事費	※助成対象経費外の費用は除く。 (見積金額) 円 (消費税込み)		
	計画内容	<input type="checkbox"/> 上層構造評点1.0以上に耐震改修工事をします。 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物等又は耐火建築物等に建替えます。 <input type="checkbox"/> 適正に分別解体をします。		
助成金交付年度	年度 .			

添付書類

- (1) 工程表 (出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)
- (2) 見積書 (助成対象経費の総額及び支払額が分かるもの)
- (3) 助成対象建築物の建築時期が確認できる書類の写し
- (4) 助成対象建築物の撮影日が記載された写真 (外観及び室内)
- (5) その他区長が必要と認める書類
- (6) 助成対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあっては所有者と申請者の関係が分かる書類を、助成対象建築物が共有又は区分所有の建築物である場合にあっては、共有者又は区分所有者のうち1人に助成の申請及び助成金の受領を委任する旨を証する書類

木造建築物耐震改修助成承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった助成の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第11条に基づき、以下の建築物は工事が単年度の場合の助成の対象となることを承認したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
耐震助成の種類	1 耐震改修 2 建替え (不燃化特区 内 ・ 外) 3 除却 (不燃化特区 内 ・ 外)
承認の条件	(1)この承認を受けた日から 45日以内 に木造建築物耐震改修助成着手届(第13号様式)に必要書類を添付して区長に提出してください。 (2) 年度内に工事完了させること。
助成金交付年度	年度

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成不承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第11条に基づき、以下の建築物は助成の対象として承認できませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
耐震助成の種類	1 耐震改修 2 建替え (不燃化特区 内 ・ 外) 3 除却 (不燃化特区 内 ・ 外)
不承認の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



木造建築物耐震改修助成承認事項の変更申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

電 話

年 月 日付 葛都建第 号で承認を受けたことについて承認内容の変更をしたいので、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第1項に基づき、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

所有者氏名 (建物名称)	※既存建物所有者をお書き下さい。 ()
申請者と所有者の関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
変更の内容	(変更する内容について具体的に記入してください)

添付書類

- (1) 変更後の工程表 (出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)
- (2) 変更後の見積書 (助成対象経費の総額及び支払額が分かるもの)
- (3) その他区長が必要と認める書類

木造建築物耐震改修助成承認事項の変更承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった木造建築物耐震改修助成承認事項の変更の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第2項に基づき、以下の建築物は助成の対象となることを承認したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
変更の内容	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成承認事項の変更不承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった木造建築物耐震改修助成承認事項の変更の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第2項に基づき、以下の建築物は助成の対象として承認できませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
不承認の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



木造建築物耐震改修助成着手届

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名



電 話

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第13条に基づき、着手届を提出します。

建 物 名 称						
所 在 地 (家 屋 地 番)	葛飾区	丁 目	番 号			
助 成 対 象 承 認 番 号	年 月 日		葛 都 建 第	号		
耐 震 改 修 工 事 種 別	1 耐震改修 2 建替え (不燃化特区 内・外) 3 除却 (不燃化特区 内・外)					
工 事 請 負 業 者	業者名・氏名 所在地 連絡先					
建 築 確 認 済 証 番 号	年 月 日		第	号		
受付欄		課 長	事務係長	主管係長	係 員	備 考

添付書類

区職員記入欄	
交付予定金額	円
①助成対象となる工事費	円
②耐震改修工事費	円
①②のいずれか低い方の額のうち、上限額	円

(1) 請負契約書の写し

(2) 工程表 (年度ごとの出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)

(3) 見積書 (契約時の助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの)

(4) 助成対象建築物の耐震改修 (構造評点1.0以上) を行った場合の概算見積書 (建替えのみ)

(5) 工事請負業者の建設業許可登録証 (建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第1条の2に定めるものを除く。除却の場合は、解体工事業登録証を含む。)

(6) 建替えの場合 次に掲げる書類を加える。

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第4項の規定による建築確認済証、申請書、添付図面及び構造計算書の一部 (構造計算書にあっては、法第20条により構造計算を行ったものに限る。) の写し

木造建築物耐震改修助成承認事項の変更承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった木造建築物耐震改修助成承認事項の変更の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第2項に基づき、以下の建築物は助成の対象となることを承認したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
変更の内容	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成承認事項の変更不承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった木造建築物耐震改修助成承認事項の変更の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第2項に基づき、以下の建築物は助成の対象として承認できませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
不承認の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



木造建築物耐震改修助成着手届

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

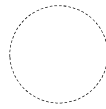
葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第13条に基づき、着手届を提出します。

建 物 名 称						
所 在 地 (家 屋 地 番)	葛飾区	丁目	番	号		
	(丁目)			
助 成 対 象 承 認 番 号	年	月	日	葛都建第	号	
耐 震 改 修 工 事 種 別	1 耐震改修 2 建替え (不燃化特区 内・外) 3 除却 (不燃化特区 内・外)					
工 事 請 負 業 者	業者名・氏名 所在地 連絡先					
建 築 確 認 済 証 番 号	年	月	日	第	号	
受付欄		課 長	事務係長	主管係長	係 員	備 考

添付書類

区職員記入欄	
交付予定金額	円
①助成対象となる工事費	円
②耐震改修工事費	円
①②のいずれか低い方の額のうち、上限額	円

- 請負契約書の写し
- 工程表 (年度ごとの出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)
- 見積書 (契約時の助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの)
- 助成対象建築物の耐震改修 (構造評点1.0以上) を行った場合の概算見積書 (建替えのみ)
- 工事請負業者の建設業許可登録証 (建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第1条の2に定めるものを除く。除却の場合は、解体工事業登録証を含む。)
- 建替えの場合 次に掲げる書類を加える。
建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第4項の規定による建築確認済証、申請書、添付図面及び構造計算書の一部 (構造計算書にあっては、法第20条により構造計算を行ったものに限る。) の写し



年 月 日

木造建築物耐震改修中間検査申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第14条に基づき、以下の建築物について中間検査を受けたいので申請します。

所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番 号) (丁目)		
耐震改修 工事種別	1 耐震改修	2 建替え	
助成対象 承認番号	年 月 日	葛都建第 号	
検査予定日	年 月 日		
受付欄	調 査 欄		
	課 長	係 長	係 員



木造建築物耐震改修助成金交付申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

電 話

年 月 日付 葛都建第 _____ 号で助成の承認があった以下の建築物について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第15条の規定により関係書類を添えて以下のとおり申請します。

所有者氏名 (建物名称)	※建替の場合は、建替後の建物所有者をお書き下さい。 (_____)
申請者と所有者の 関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。
所在地 (家屋地番)	※建替の場合は、建替後の家屋の所在地番をお書き下さい。 葛飾区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 (_____ 丁目 _____)
耐震改修 工事種別	1 耐震改修 2 建替え(不燃化特区 内・外) 3 除却(不燃化特区 内・外)
助成金交付年度	_____ 年度
交付申請額	¥ _____ -

添付書類

- (1) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真(外観及び室内)
- (3) 耐震改修の場合にあっては、木造建築物耐震改修完了検査申請書(第16号様式)【工事完了時のみ添付】
- (4) 建替えの場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する完了検査済証の写し及び建築物の登記事項証明書【工事完了時のみ添付】
- (5) その他区長が必要と認める書類

区職員記入欄 (出来高率に基づく算定/年度末の見込み)	
本申請は、 単年度事業 ・ 一括設計審査(全体設計) _____ 年度目の申請であることを確認しました。	
全体の事業費(助成対象となる工事費のみ)	円 100% a=b+c+d
単年度事業又は一括設計審査(全体設計)1年度目の事業費	円 % b
一括設計審査(全体設計)2年度目の事業費	円 % c
一括設計審査(全体設計) _____ 年度目の事業費	円 % d
区の助成対象となる工事費	円 _____ の
区補助率	/ 以下
区助成の限度額(全額)	円 100% a=b+c+d
単年度事業 又は 一括設計審査(全体設計)1年度目の区助成額	円 % b
一括設計審査(全体設計)2年度目の区助成額	円 % c
一括設計審査(全体設計) _____ 年度目の区助成額	円 % d

※一括設計審査(全体設計)2年度目以降の場合は、1年度目交付決定通知(写)等を添付すること。

木造建築物耐震改修助成承認事項の変更承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった木造建築物耐震改修助成承認事項の変更の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第2項に基づき、以下の建築物は助成の対象となることを承認したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
変更の内容	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成承認事項の変更不承認通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請のあった木造建築物耐震改修助成承認事項の変更の承認について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第12条第2項に基づき、以下の建築物は助成の対象として承認できませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
不承認の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



木造建築物耐震改修助成着手届

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名



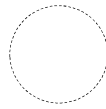
電 話

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第13条に基づき、着手届を提出します。

建 物 名 称						
所 在 地 (家 屋 地 番)	葛飾区	丁 目	番 号			
助 成 対 象 承 認 番 号	年 月 日		葛 都 建 第	号		
耐 震 改 修 工 事 種 別	1 耐震改修 2 建替え (不燃化特区 内・外) 3 除却 (不燃化特区 内・外)					
工 事 請 負 業 者	業者名・氏名 所在地 連絡先					
建 築 確 認 済 証 番 号	年 月 日		第	号		
受付欄		課 長	事務係長	主管係長	係 員	備 考

添付書類

区職員記入欄	(1) 請負契約書の写し
交付予定金額 円	(2) 工程表 (年度ごとの出来高が分かるもの。ただし、除却は除く。)
①助成対象となる工事費 円	(3) 見積書 (契約時の助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額が分かるもの)
	(4) 助成対象建築物の耐震改修 (構造評点1.0以上) を行った場合の概算 見積書 (建替えのみ)
②耐震改修工事費 円	(5) 工事請負業者の建設業許可登録証 (建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第1条の2に定めるものを除く。除却の場合は、解体工事業登録証を含む。)
①②のいずれか低い方の額 かつ、上限額 円	(6) 建替えの場合 次に掲げる書類を加える。 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第4項の規定による建築確認済証、 申請書、添付図面及び構造計算書の一部 (構造計算書にあっては、法第20条 により構造計算を行ったものに限る。) の写し



年 月 日

木造建築物耐震改修中間検査申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第14条に基づき、以下の建築物について中間検査を受けたいので申請します。

所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番 号) (丁目)		
耐震改修 工事種別	1 耐震改修	2 建替え	
助成対象 承認番号	年 月 日	葛都建第 号	
検査予定日	年 月 日		
受付欄	調 査 欄		
	課 長	係 長	係 員



木造建築物耐震改修助成金交付申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

電 話

年 月 日付 葛都建第 号で助成の承認があった以下の建築物について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第15条の規定により関係書類を添えて以下のとおり申請します。

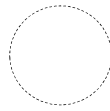
所有者氏名 (建物名称)	※建替の場合は、建替え後の建物所有者をお書き下さい。 ()
申請者と所有者の 関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。
所在地 (家屋地番)	※建替の場合は、建替え後の家屋の所在地番をお書き下さい。 葛飾区 丁目 番 号 (丁目)
耐震改修 工事種別	1 耐震改修 2 建替え(不燃化特区 内・外) 3 除却(不燃化特区 内・外)
助成金交付年度	年度
交付申請額	¥ -

添付書類

- (1) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真(外観及び室内)
- (3) 耐震改修の場合にあっては、木造建築物耐震改修完了検査申請書(第16号様式)【工事完了時のみ添付】
- (4) 建替えの場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する完了検査済証の写し及び建築物の登記事項証明書【工事完了時のみ添付】
- (5) その他区長が必要と認める書類

区職員記入欄 (出来高率に基づく算定/年度末の見込み)	
本申請は、 単年度事業 ・ 一括設計審査(全体設計) _____年度目の申請であることを確認しました。	
全体の事業費(助成対象となる工事費のみ)	円 100% a=b+c+d
単年度事業又は一括設計審査(全体設計)1年度目の事業費	円 % b
一括設計審査(全体設計)2年度目の事業費	円 % c
一括設計審査(全体設計) _____年度目の事業費	円 % d
区の助成対象となる工事費	円 の
区補助率	/ 以下
区助成の限度額(全額)	円 100% a=b+c+d
単年度事業 又は 一括設計審査(全体設計)1年度目の区助成額	円 % b
一括設計審査(全体設計)2年度目の区助成額	円 % c
一括設計審査(全体設計) _____年度目の区助成額	円 % d

※一括設計審査(全体設計)2年度目以降の場合は、1年度目交付決定通知(写)等を添付すること。



年 月 日

木造建築物耐震改修完了検査申請書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名



電 話

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第15条に基づき、以下の建築物について完了検査を受けたいので申請します。

建 物 名 称				
所 在 地 (家 屋 地 番)	葛飾区	丁 目	番 号	
耐 震 改 修 工 事 種 別	耐震改修			
助 成 対 象 承 認 番 号	年 月 日	葛 都 建 第	号	
検 査 予 定 日	年 月 日			
受付欄	調 査 欄			
	課 長	係 長	係 員	備 考

木造建築物耐震改修助成金交付決定通知書

様

葛飾区長

㊟

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第16条に基づき、以下のとおり決定したので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番 号) (丁目)
耐震改修 工事種別	
助成対象 承認番号	年 月 日 葛都建第 号
交付形態	
既交付額	年 月 日 葛 号 ¥0-
今回の交付額	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 財産処分について
助成対象者が助成金に係る事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

木造建築物耐震改修助成金不交付通知書

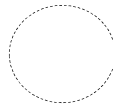
様

葛飾区長 ⑨

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第16条に基づき、以下のとおり交付することができませんので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番 号) (丁目)
耐震改修 工事種別	
助成対象 承認番号	年 月 日 葛都建第 号
交付形態	
既交付額	年 月 日 葛 号 ¥0-
不交付決定の理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



年 月 日

木造建築物耐震改修助成金請求書

葛飾区長 あて

〒 _____

申請者

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

印

電 話 _____

年 月 日付 葛 _____ 号で交付の決定通知があった助成金について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第17条第1項に基づき、以下のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____

*金額は、アラビア数字を使用してください。

2 支払金口座振替

振 込 口 座			
振 込 先 金 融 機 関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		
店 名	本店 ・ 支店		
口 座 番 号	_____	_____	口座 種別
口座名義人 (カタカナで 記入)	普通 ・ 当座		

- ※ 申請者の振込口座をご記入ください。
- ※ 金融機関・店名・口座種別は該当のものを○で囲んでください。
- ※ 口座名義人のお名前は、カタカナでご記入ください。
- ※ ゆうちょ銀行の方は、店名は3ケタの漢数字の支店番号をご記入ください。

木造建築物耐震改修助成金交付決定取消通知書

様

葛飾区長 ⑩

年 月 日付 葛 号による助成金の交付を決定した以下の建築物について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第18条に基づき、助成金の交付を取り消しますので通知します。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番 号) (丁目)
交付形態	
助成対象 一括設計審査(全体設計)承認番号	年 月 日 葛都建第 号
助成対象 承認番号 (単年度)	年 月 日 葛都建第 号
取り消しの理由	

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

木造建築物耐震改修助成金返還命令書

様

葛飾区長 ⑩

年 月 日付 葛 号による
助成金の交付を決定した以下の建築物について、葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱第19条に
基づき、助成金の返還を命じます。

申請者氏名 (所有者との関係)	()
所有者氏名 (建物名称)	()
所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番)
交付形態	
助成対象 一括設計審査(全体設 計)承認番号	年 月 日 葛都建第 号
助成対象 承認番号	年 月 日 葛都建第 号
返還を命じる 助成金の額	¥
返還の期限	年 月 日まで

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



耐震改修事業に係る消費税仕入税額控除確認書

葛飾区長 へ

〒 _____

申請者 住所 _____

(フリガナ)

氏名 _____ 印

電話 _____

建築物耐震改修事業の助成金交付申請における助成対象経費に係る消費税額については、以下のとおりです。

- 消費税額を含めずに申請します。
- 以下の理由により、消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を助成対象経費に含めて申請します。なお、この事業に係る消費税額の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税額に係る助成金相当額を返還します。また、葛飾区から消費税額に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

【理由】（該当する項目にチェック）

- 1. 消費税法における納税義務者でない。
- 2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- 3. 簡易課税事業者である。
- 4. 1から3に該当しないが、助成対象経費に係る消費税については、控除対象仕入額に算入しない。

1 助成対象（該当する項目にチェック）

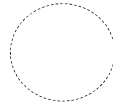
- 耐震診断 耐震改修設計 耐震改修 耐震シェルター

2 既存建築物の概要

所有者氏名 (建物名称)	()
申請者と所有者の関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。
所在地 (家屋地番)	葛飾区 丁目 番 号 ()
面積	建築面積 m ² 、延べ面積 m ²
建築時期	年 月

3 事業者等

(1) 名称・氏名
(2) 所在地
(3) 連絡先



木造建築物耐震改修助成金辞退届

葛飾区長 あて

申請者	住所
	(フリガナ)
	氏名 ㊟
	電話

葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱に基づき、助成金の交付決定があった

年 月 日付 葛 号による以下の建築物について、助成金の申請を辞退します。

所有者氏名 (建物名称)	()
申請者と所有者の関係	※この欄は申請者と所有者が異なる場合のみ記入してください。
所在地 (家屋地番)	葛飾区 (丁目 番 号) (丁目)
辞退の理由	